

葛飾区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年11月29日

葛飾区長

葛飾区条例第73号

葛飾区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
葛飾区議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年葛飾区条例第18号）  
の一部を次のように改正する。

第2条の表議長の項中「91万8,000円」を「92万1,000円」に改め、同表副議長の項中「77万1,000円」を「77万3,000円」に改め、同表委員長の項中「65万8,000円」を「66万円」に改め、同表副委員長の項中「63万8,000円」を「64万円」に改め、同表議員の項中「61万8,000円」を「62万円」に改める。

第8条第2項中「100分の184」を「100分の188」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年12月1日から施行する。

（経過措置）

2 令和5年12月に支給する期末手当に関する改正後の第8条第2項の規定の適用については、同項中「100分の188」とあるのは、「100分の192」とする。